

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成25年5月24日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 25 年 5 月 24 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

横浜市教育振興基本計画 平成 25 年度の進捗管理について

3 審議案件

教委第 10 号議案 横浜市教育委員会会議規則の一部改正について

教委第 11 号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教委第 12 号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに
就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第 13 号議案 教職員の人事について

教委第 14 号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月26日の会議録署名者は間野委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

また、前回5月7日の会議録については、本日の会議録とあわせて、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

- 5/14 本会議（第1日）役員改選
- 5/15 こども青少年・教育委員会
- 5/17 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託
- 5/23 本会議（第3日）一般質問

報告させていただきます。

まず、市会との関係ですけれども、5月14日に本会議で役員改選がございました。5月15日にこども青少年・教育委員会常任委員会の新しい委員構成による委員会が開催され、事業概要についてご報告させていただきました。

5月17日の本会議で議案上程がありまして、昨日5月23日に本会議で一般質問がありました。

教育関係ですけれども、教育再生実行会議第二次提言に対する所見など20問の質問がありまして、委員長、林市長、私とで答弁をさせていただきました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 5/20 第18回放射線対策本部会議

(2) 報告事項

- 横浜市教育振興基本計画 平成25年度の進捗管理について

2番目の市教育委員会関係ですけれども、まず、主な会議としまして、5月20日に第18回放射線対策本部会議が開催されました。この会議では、「東京電力株式会社への賠償請求について」、それから「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定申請進捗状況について」の報告、それから「保育園給食一食まるごと

累積線量調査について」の経過報告があり、現在のところ、市場から調達されるこの給食では、心配されるような線量は一切出ていないという、数値をもった報告がありました。

4点目が、今貸し出しを行っていますが、「市が保有する放射線測定器の校正について」の説明がありました。

2番目に、報告事項になりますけれども、「横浜市教育振興基本計画 平成25年度の進捗管理について」、一覧表をまとめてございますので報告をさせていただきます。

所管課から、これは後ほど報告をさせていただきます。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

特にご質問がなければ、先ほど、教育長より別途所管課から説明とありました「横浜市教育振興基本計画 平成25年度の進捗管理について」、説明をお願いします。

高倉教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の高倉です。よろしくお願いいたします。

横浜市教育振興基本計画につきましては、毎年度、具体的な取組内容を明確にして進捗管理を図っておりますが、今回、平成25年度の取組内容につきまして、公表内容を取りまとめましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

内容につきましては、教育政策推進課長からご説明させていただきます。

上田教育政策
推進課長

教育政策推進課長の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。

事業等につきましては、平成25年度は全部で209事業ありますが、そのうちの約1割に当たる21事業を抽出して、概要版としております。市民の方に公表することを考え、特に重要と思われる事業を分かりやすく1枚にまとめさせていただきました。

抽出した基準ですけれども、資料の上段に記載をいたしました。重点施策ごとに、新しく取り組む事業やより内容を充実させた事業、児童生徒への影響が大きいと考えられる事業、そして特色のある事業に着目して、教育振興基本計画の「重点施策1 横浜らしい教育の推進」から「重点施策14 市民の学習活動の支援」まで、それぞれの重点施策ごとに1つから3つの事業を選択させていただきました。

市民に分かりやすいものになるよう記載し、分かりにくい名称等は説明や注釈を加え、数値を記載したものについては、当該年度何件、累計何件というような記載をさせていただきました。また、複数年にわたる工事等につきましては、終了年度を記載させていただきました。

市民に公表することを前提とする上でまだまだ不十分な面はありますけれども、1枚の概要版にまとめられる範囲内で、ご覧のとおり対応をさせていただきました。

2ページ以降につきましては、全部で209事業あるもののうち、約3分の1の72事業を掲載させていただいております。1ページの概要版で不十分な点は、2ページ以降を見ていただくことで分かるように工夫をさせていただきました。

説明につきましては以上ではございますが、教育委員会のご了解をいただきましたら、今月中に教育委員会のホームページに掲載をして、公表させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

奥山委員

なるべく市民の方に分かりやすいようにまとめてくださったということですが、例えば具体的に、保護者やPTAの皆さんにこれを公表するのは、ホームページ以外の方法でも、何か明らかにするようなことを考えてらっしゃいますでしょうか。

高倉教育政策
推進等担当部
長

今のところは、ホームページへの掲載だけを予定しておりますけれども、そういったご意見を踏まえまして、今後検討させていただきたいと思います。

奥山委員

そうですね。年間に何度か保護者に通信的なものを渡す機会があると思いますので、大事なものはぜひ掲載してください。せっかく保護者向けというか、市民の方に分かりやすい表現を心がけていただいたので、それが目につく機会を増やしていただければと思います。

今田委員長

他にありますか。

なければ、私が気がついたこととして、例えば、この1ページの重点施策7にある「アイ・カレッジ」について、子供との関わりを大切にする教師を養成しますというのは、これは「アイ・カレッジ」の特徴的なことなのですか。

それからもう一つ、重点施策10のところですが、これは次のページか6ページかどこかにも出ている、方面別の東部学校教育事務所の目標・取組内容の言い方にもなっており、外国人等児童生徒への教育活動に対する支援などと書いてあります。対象が児童生徒だということですが、外国人児童生徒もいるし、外国人ではないけれども外国籍に係る児童生徒もいるということで、外国人等児童生徒への教育活動という表現が分かりやすいのだろうか、と思います。最後が児童生徒だからということで、途中で「等」を入れていると思いますが。

表現方法について、ちょっと細かいことですが、それが分かりやすいのでしょうか。東部学校教育事務所が書いて、真面目に表現しようとするとなかなかもたないかもしれませんが、少し理解しにくいと思います。「外国人児童生徒等」と後ろに「等」が入った方が分かるのではないのでしょうか。それは私の受け止め方ですが。

4ページの「特別なニーズに対応した教育の推進」のところは、教育振興基本計画の順番でこういう流れになっているのですか。通級指導教室の再編・整備が上の方にあり、それから通級指導教室教職員のスキルアップ研修の実施についてですが、これはソフト・ハードで整理をしているのですか。この教育振興基本計画の流れの順番になっているのでしょうか。何となく、ここに書いてある順番をもう少し整理したほうが良いような気もします。特別支援教育課やら特別支援教育相談課といった、いろいろなセクションがあるからかもしれません。

それから「東高校専門コース」の検討について、東高校をどうしていくかという議論があり、現場では一時期、スポーツ関係をやりたいとの話がありました。学校の状況も変わってきていますが、その後、学校現場としてはそれで良いということになったのですか。

5ページの「教師力の向上」の「大学との共同研究」で、教員への意識調査の実施とありますが、どういう教員を言おうとしているのですか。大学の先生ですか。

ちょっと気がついたことを質問いたしました。今の時点で分かることがあれば良いし、また、今分からなければ、別途教えていただければ結構です。

高倉教育政策
推進等担当部
長

今の中でお答えできるものについて、お答えさせていただきたいと思います。

1点目ですけれども、4ページの特別支援学級のところで、全体の取りまとめといたしましては、まず重点施策の順番はもともとの教育振興基本計画の順番でございます。それから、黒丸のものは、元々の教育振興基本計画の順番で記載しております。黒丸の中の順番についてご指摘がございましたが、所管課と相談し、重要なものと思われるものから記載したり、あるいは今年度、特に予算等で拡充をするものから記載しております。順番につきましては、また検討させていただきたいと思います。

4ページの重点施策6「魅力ある高校教育の推進」では、以前からも東高校について教育委員会でもご議論いただいておりますので、今回は専門コースを改めて検討するという点で出させていただいております。

5ページの「よこはま教師塾」につきましては、委員長の方からご指摘がありましたとおり、横浜市の教員を志望する学生の方に、志望の段階から実体験をしていただくことで育成するという点で、その結果、採用についても別枠で選考するという制度ですので、その点に分かるように少し記載を考えたいと思っております。

6ページの重点施策10「方面別学校運営サポート事業」の東部方面につきましては、ご本人は日本籍でご家族の方が外国籍という児童生徒の方が多数いらっしゃるということで、その点を中心に支援をしていこうということ、外国につながる児童生徒への」という形で表現いたしました。

お答えできるものについて、お答えさせていただきました。

今田委員長

5ページの、「大学との共同研究」のところで、「教員への意識調査の実施」の教員というのは、どこの教員のことを言っているのですか。
人事部長、どうぞ。

伊藤教職員人
事部長

新採用職員の研修という観点でやっております、今年でいうと採用から3年目の先生を対象としたアンケート調査でございます。

今田委員長

どこかの先生になっているということですか。

伊藤教職員人
事部長

そうです、先生になっております。今年で3年目ですので、1年目、2年目、3年目と段階ごとの追跡調査をしているという趣旨になります。

今田委員長

そうですか、すみません。「大学との共同研究」という表題の中で、「教員へ」というと何となく大学の先生に聞くのかなと思ったものですから。

伊藤教職員人
事部長

普通の先生です。

坂本委員

今の関連で一言。

私もここがよく分からなかったのですが、要するに、読む人も分からないと思うんです、これが何のことか。大学が教員を養成するときに、その要請の仕方が良いかどうか、実際に養成された教員が現場に出てみて、何か、非常に、大学教

育とじっくりこないものがあるか、もっとこういう教育をしてもらっておいた方が良いか、というような調査なのですか。違うのですか。

伊藤教職員人事部長

そういうものではなく、採用された後、実際に学校の方で生徒と触れ合う中で、いろんな問題点とか、学校という組織の中での問題点とかを、1年目、2年目、3年目の中でどう感じているかについて、アンケート調査をいたしました。それを今度は、今いる先生の人材育成に我々がどう活用していけば良いのかという調査になりますので、大学での授業が云々ということではございません。

坂本委員

単に、作業をする相手として、大学がいるということですね。

伊藤教職員人事部長

そうですね。

坂本委員

そうなんですか。これはこれでいいんです、もう決まっていますから。今これを変えるということではないのです。いつかここで議論した時に、本当に教育課程の教育がきちっとしてるのかどうか、現場で必要なことが教育課程で教育されているのかどうか、そういうことをもっと大学とよく連携すべきではないかという意見が出たものですから、ちょっと私が誤解をしました。

そうすると、大学はそういう研究機構の一つとしてパートナーに選んだということなのですね。

今田委員長

どうぞ。

伊藤教職員人事部長

今、坂本先生おっしゃった大学との連携については、また別途大学の方をお願いをしたりして、大学のカリキュラムから我々が育成していく中で、連関性を取りながらプログラムを構築しているところでございます。

坂本委員

そうですね、ありがとうございました。

今田委員長

いいですか、ほかに。どうぞ。

西川委員

今、教員の採用等々いろいろあるのですが、重点施策8の「教師力の向上」の「初任教員のサポート」というところが、非常に嬉しいことだと思っております。大学を出ていらした方や経験の少ない方が、いきなり教員になって、児童生徒の前で担任を持つということもあると思います。このサポートが1か月程度で本当に大丈夫なのかなというのが一つ気になる事です。私がとても嬉しかったのは、次の6ページのところに臨任研修が含まれていることで、臨任を採用する事務所は大変だと思っておりますが、4方面の事務所の方で研修をやっていただくということが大変素晴らしいと思っております。ぜひ、良い人材を育成して、臨任の先生が横浜市の学校の先生に本当になりたいと思うように、育成していただけたらありがたいと思っております。

以上です。

今田委員長

前段の方の1か月のサポートというのは、漆間先生のところか伊藤先生のところかで、24年度から始めた事業ですよ。

伊藤教職員人事部長	<p>基本的には退職された校長先生がボランティアとなります。通常は、校内で指導する先生方を決めてはありますが、指導する先生も自分の学級の子供の様子や、状況を即座に把握することは非常に大変らしく、そこをフォローするという形です。基本的に1か月という形になっておりますが、学校の状況によってもう少しばらばら、という要望があれば、5月までとか夏休みまで延長しても良いというように臨機応変に対応をさせていただきます。</p>
今田委員長	<p>よろしいですか、これは。大きな方向はもうこれで決まってるわけでしょうから、もし、検討というほどでもないですけれども、今言われた返事を踏まえて内部で精査して、整理をして対応していただければと思います。よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>次に議事日程に従い、審議案件に移ります。</p> <p>まず、会議の非公開について、お諮りします。</p> <p>教委第13号案議案「教職員の人事について」、教委第14号議案「教職員の人事について」は、いずれも人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、教委第13号議案、教委第14号議案は非公開といたします。</p> <p>議事日程に従い、教委第10号議案「横浜市教育委員会会議規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。</p>
伊東総務課長	<p>総務課長の伊東でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>お手元の議案をご覧ください。教育委員会第10号議案「横浜市教育委員会会議規則の一部改正について」です。</p> <p>1枚おめくりいただき、提案理由ですが、教育委員会定例会の招集期日を変更するため提案いたします。</p> <p>3ページ目が改正する規則の案でございます。</p> <p>教育委員会会議規則第4条の定例会招集期日を、毎月「第2火曜日」から「第2金曜日」に改めるものでございます。</p> <p>本議案を承認いただいた後、6月5日に市報掲載し、同日公布・施行を予定しております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。</p> <p>よろしいですか。特にご意見等がなければ、教委第10号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、原案のとおり承認します。</p> <p>次に、教委第11号議案「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。</p>
伊東総務課長	<p>それでは、教委第11号議案についてご説明いたします。「教育長に委任する事務等に関する規則の改正について」でございますが、1枚おめくりいただきまし</p>

て、提案理由をご覧ください。

軽易な通学区域の設定、変更に係る教育委員会規則の改正を教育長の専決事項とするため、教育長委任規則を改正いたします。

教育委員会に付議する事項を精選し、運営を効率化したいと考えております。

資料の4ページ目の新旧対照表をご覧ください。

第4条、教育長に専決させる事務に第1号の2を追加いたします。軽易な通学区域の設定、変更の考え方については、所管の学校計画課から説明をさせていただきます。

須藤学校計画
課長

学校計画課長の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

市立小中学校の規模及び廃止の適正化並びに通学区域の見直しに関する基本方針は、教育委員会でご定めていただいております。これに基づいて通学区域の設定及び変更を行っています。

教育長専決できる通学区域の設定、変更については、参考資料の第4条をご覧ください。

6ページの第4条(1)町区域の設定など、これまでは主に土地の表示方法の変更に伴う通学区域変更で、実質的に住民の皆様の通学区域の変更に効果を及ぼさないものに限られていました。

今回の提案につきましては、教育委員会でご定められた基本方針に合致し、さらに住民の皆様の合意を得ている案件を、再度教育委員会に諮ることを取りやめ、いわゆる住居の単位である街区単位の通学区域変更などを軽易なものとし、教育長専決とするための規則の一部改正を行うものです。

具体例で申し上げます。「教育委員会臨時会資料」と書いてあります参考資料の2枚目をご覧ください。対象地域の皆様から、生活圏である左側の大口台小、神奈川中への学区変更について、自治会を通じての請願書の提出がありましたので、現地調査の結果どおり変更を行ったものです。基本方針にある地域コミュニティとの関係を考慮し、通学区域を適正化したものです。この案件は、3月の教育委員会にお諮りしたのですが、今後は、類似案件を教育長専決とするための規則改正です。

ただし、学校の新設や廃止、統合に係る通学区域の変更については、軽易なものではございませんので、これまでどおり教育委員会の審議をいただくこととしています。

以上、よろしくお願いいたします。

今田委員長

この臨時会資料で、規則の一部改正について、通学区域の設定等に係る教育長専決事項の拡大を説明をしていただいている途中で、後ろのこの具体的なものに話が少し行ってしまったから、話が一緒くたになってしまったかもしれません。

考え方としては、1ページの現行と改正案とを見ると、第4条の(1)の2ができたというわけですね。

須藤学校計画
課長

はい。

今田委員長

そのことを、今言っていただいたわけですね。よろしゅうございますか。どうぞ。

奥山委員

趣旨は良くわかりました。いわゆるその軽微なもの、ここで言われる部分に

については、大体、年間でどのぐらい上がってくるものでしょうか。町内会が認めて、ぜひお願いをしたいという件数ですけれど。

須藤学校計画
課長

町内会からいただくものは、かなりの数があります。その中にはやはり生活圏と異なるものがあり、そういう場合には学区変更は好ましくありませんので、私どもが町内会長さんたちにご相談し、結果として通学区域を変更するのは、年間4件程度です。

奥山委員

そうなりますと、この変更が、私たちが審議するしないということだけの話で、ハードルが少し下がるというようなことは全くないということですね。その確認です。

須藤学校計画
課長

そのとおりでございます。この教育委員会で決めさせていただきました基本方針に則ってやらせていただくということでございます。

奥山委員

あと、そこで私たちが具体的に審議しないものの結果報告は上がってくるということによろしいのでしょうか。

須藤学校計画
課長

教育委員会規則に出しますので、教育長専決ということになります。専決を行うようになります。

奥山委員

結果の報告はないということですね。

須藤学校計画
課長

専決の報告があります。

奥山委員

ありがとうございます。

坂本委員

確かに、こういう案件が沢山出てきました時に、この委員会の席上で、ここまですべていっぺんに必要はないのではないか、という意見は出ました。ただ、それは、別にいろんなことをきめ細かく議論したのではなくて、時間の関係でもっと重要なものがあるので、そういうものを総体的にみて、要らないのではないかという、言ってみれば、主観的な意見がたくさん出たわけです。それを受けて、今回きちっとこういうものにしていただいた。ただ、当初決めた時は、軽微なものとは思わないからここに入れていたわけですよ。それが今回は、事務局として、軽微なものとは判断できるということは、例えば、過去100件上げたけれど、100件とも何ら問題がなかったとか、それから、当初はトラブルの要因が何かあったけれども現在は考えられないというように、何か、過去に決めたことと違う状況を事務局は説明する必要があると思うんです。私たちは主観的に、こんなものかけてもらわなくてもいいよと言えるんですけど、その辺りはどうなんですか。

須藤学校計画
課長

この基本方針というものを教育委員会に諮って決めさせていただきましたが、その時には通学区域の変更はこうやってやりましょうということで教育委員会で決めていただきました。その時に、本来は連動して変えておけば、今回のような話はなかったのかなと思います。基本の大きな枠を決めていただいておりますので、その中でルールもきちんと決めていただいて、それに合致したものについて

ては通学区域を変更していくということとなっております。

伊東総務課長　　今回、これを軽易なものとする基本になっているのは、今申し上げましたとおり、通学区域変更の基本的な考え方が明確になっているということが前提にございます。

坂本委員　　それは、当初はこの規則を決めた時は明確ではなかったものが、今や、いろんな時代の変遷を経て明確になったということですか。

伊東総務課長　　そうですね。ここの部分についての考え方が、基本方針の中で明確になっているということです。

坂本委員　　これは規則の変更ですよ。規則は、前はこうではなかったわけですよ。それを変えるんですね。それで、規則の中で明確になっているということは。

伊東総務課長　　規則の中で明確になってるのではなくて、基本方針です。

須藤学校計画課長　　基本方針の中で、通学区域制度の基本的な考え方というものを定めていただいて、その中で、地域コミュニティーですとか、そういうものを考えて、地域と相談して学区を変更していくということになっております。

伊東総務課長　　そういう根拠が明確になっていることを受けて、今回、教育長の専決事項とすることが可能だと判断いたしました。

坂本委員　　そうすると、規則で決めたことを、その後状況が違って、方針で明確にした変更に合わせて規則を変えるということですか。

伊東総務課長　　そうですね。

坂本委員　　私だけが分からないのかもしれませんが、これ以上時間とりません。

間野委員　　なぜ、今、規則改正が必要なのかという、その理由を教えてくださいませんか。

伊東総務課長　　今回の規則改正は、この教育委員会の議論の中で審議する内容を精査することによって、いろいろな討議の時間をきちんと持てるようにしたいと思っていることが一つでございます。

お出ししても了解ということが常に結果としてあるようなことであれば、そこに時間を割かずに、いろいろな議論の時間をとりたいということで、委員会の運営としてはその形が望ましいと考えています。

間野委員　　では、委員会の運営をより本質的な議論にするために、検討した結果、この規則改正しかないということでしょうか。他にこれから出てくるのでしょうか。

今田委員長　　どうぞ。

伊藤総務部長　　具体的には、この規則の内容を吟味、検討した中で、実際は当該の町内会と個

別に調整を行っておりまして、それがこれまでの経緯の中からも大きな問題になっていなかったことも含めて教育長専決にするということで、これは特に出させていただいております。

ご指摘のとおり、これ以外にも当然見直しをすべきような内容が多々あると考えております。これは取り急ぎ、今回ご提案させていただいておりますけれども、改めて、きちっと調査をした中で、考え方を含めてご説明をさせていただきたいと考えております。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

委員会が言う立場と事務局が規則を変える立場は違うんです。委員会は、規則があるかないかにかかわらず、自分たちが議論する時間がこういうことにとられるよりはもっと有効にしたいと思うのです。これは、委員会の委員の立場です。ですが皆様方は、やはり官庁ですから、法規を守っていく立場なのです。ですから、その時に私たちが言ったことが、法規を守ることとどういう妥協があるのでしょうか。皆様方からの説明は、委員会の時間をもっと有効に使いたいということですが、これは申し訳ないのですが、ちょっと違うと思うのです。

そうではなくて、100件今まで出たけれども一つも問題がなく、今はそのことについて住民同士のトラブルが全く起こらなくなったという、客観情勢、時代情勢、そういう地域情勢を見た上で、自分たちも、これは無駄な規制だと思うというようなご説明がないと、ディスカッションにならないんです。

何か、私たちが言ったら受けていただいて、直ったというのでは、ちょっと良くないと思います。私どもは言いたいことはどんどん言いますが、皆様方からも、規則を守る立場、従来の行政の継続性、そういうものからご反論があって、その上で事がどんどん改革していくというのが大変重要だと思うものから。

これは小さな例です。このようなことで、皆様に、今日どうこうということはありませんが、余りにも、安易に言ったら変わってきたという感じをしたものですから言いました。

今田委員長

他にありますか。この件について、今の趣旨を踏まえて、また対応していただきたいと思えます。よろしいですか。

それでは、本議案、教委第11号議案につきましては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、原案のとおり承認します。

次に、教育委員会第12号議案「横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。

佐竹施設部長

施設部長の佐竹でございます。

教委第12号議案についてご説明をいたします。

資料を1枚おめくりください。

提案理由でございます。

横浜市立左近山中学校及び横浜市立本宿中学校の通学区域を変更するととも

に、横浜市立飯田北いちょう小学校の設置に伴い通学区域を設定するため、この規則の一部を改正したいと考えておりますので、提案するものでございます。

内容につきまして、学校計画課長の方から説明いたします。

須藤学校計画
課長

本件は、先ほど説明しました教育長専決以外の案件、学校統合に係る通学区域の変更について、教育委員会にご審議いただくものです。

議案書3枚目の資料をご覧ください。「教育委員会臨時会資料」と書いてございます。

2番でございます。改正概要でございます。

この24年4月に統合した旭区、左近山地区の小学校の統合と連動した中学校の通学区域の変更と、それから平成26年度、来年度に統合予定の泉区、飯田北小学校といちょう小学校に係る通学区域の変更案件でございます。

まず、(1)左近山中学校と本宿中学校の通学区域の変更についてでございます。

左近山小高小学校、左近山第一小学校及び左近山第二小学校の統合により、平成25年4月、この4月に開校した旭区の左近山小学校の小学校と中学校の連携を強化するため、左近山小学校と左近山中学校の学区を一致させるよう通学区域を変更するものでございます。

本件通学区域の変更については、地域団体の長等で構成される左近山小高小学校・左近山第一小学校・左近山第二小学校小規模校対策検討委員会の意見を反映させたものです。

なお、通学区域の変更に当たっては、左近山中学校を指定校、本宿中学校を受け入れ校とする特別調整通学区域を設定する予定です。

参考までに裏面の図面をご覧ください。

変更前は、右側の左近山中学校、青い線が中学校の通学区域、赤い線が小学校の通学区域でございます。右の左近山中学校については、左近山全体を包含していませんでした。よって、右側のほうに移りますけれども、左近山小学地区と桐が作地区、これを全て左近山小学校と左近山中学校の学区とするものとなります。

まず、こちらの説明は以上でございます。

次は、(2)飯田北いちょう小学校の通学区域の設定でございます。

これは、来年度、平成26年4月に泉区の飯田北小学校及びいちょう小学校が統合し、新しく飯田北いちょう小学校が開校することに伴い、通学区域の設定を行います。

本件通学区域の指定については、地域団体の長等で構成される飯田北小学校・いちょう小学校小規模校対策検討委員会の意見を反映させたものです。

これも、あと2枚おめくりいただいて、裏側をご覧ください。

これは、飯田北小学校といちょう小学校、左側の赤い線です。右側の大きな方が飯田北小学校、左側の小さい方がいちょう小学校の通学区域で、全て新設の飯田北いちょう小学校の学区に包含するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

特にご意見等がなければ、教委第12号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員	<了 承>
今田委員長	<p>それでは、原案のとおり承認します。 以上で、公開案件の審議が終了しました。 その他、委員の皆さんから何かございますか。 事務局から、何か報告事項がありますか。 どうぞ。</p>
坂本委員	<p>先ほど、間野委員のご質問に対して、教育長の権限委任以外にもいろいろご検討されて、洗い直しをしているというお話があったのですが、それは、大体どのようなスケジュールになっているのでしょうか。</p>
伊藤総務部長	<p>実は、教育長委任事務は、例えば1号から16号まで規則的に並んでおりまして、それについて具体的に、各課に照会をかけたところ、今、内部で検討しております。この規則改正を含めると、やはり今年度の前期の中で方向性は示していきたいと考えております。</p>
坂本委員	<p>今おっしゃったことは、教育委員会の権限になっているものの中から専決事項にして良いものを洗い直しているということですか。</p>
伊藤総務部長	<p>はい。前期にはやっていきたいと思えます。</p>
坂本委員	<p>そうですか、それはよく分かりました。ありがとうございました。</p>
今田委員長	<p>よろしいですか。 それでは、どうぞ。</p>
伊東総務課長	<p>まず、先ほどの教育長委任規則改正についてのご説明で、1か所訂正をさせていただきますことがございます。 軽易な通学区域の変更について教育長専決した場合の報告は、規定はされておられません。先ほどは報告があると申し上げたので、訂正させていただきます。 ただし、今回専決の範囲を変えたことで影響がどのくらいあるのか、件数がどのくらい上がっているのかということは、当面、該当する案件がありましたときに、一般報告の中でお伝えさせていただきたいと思えます。 また、この後は事務局からの報告事項ですが、5月22日に、横浜教科書採択連絡会から教科書に関する請願書が提出されました。この請願書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思っております。 次回の教育委員会の定例会は、6月14日金曜日の午前10時から開催する予定でございますので、よろしく願いいたします。</p>
今田委員長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、6月14日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。</p>

<傍聴人及び関係者以外退席>

今田委員長

<削除>

本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時40分]